試合規則

(運営部会)

- 第 1 条 本連盟の試合はリーグ戦、県内外の選手権大会及びトーナメント戦とし、理事 会は円滑な運営を計る為、下記により運営部会を設置する。
 - (1) 運営部長(運営理事兼任)

1 名

(2) 部会員(各リーグ運営委貝長) 4名

(3) 幹事及び副部長

若干名

(リーグ割)

- 第 2 条 登録チームは、次のA·B·C級に分け、各リーグ運営委員会を置く。
 - (1) A級 プルーリーグ B ブルーリーグ運営委員会
 - (2) B級 イエローリーグ Y イエローリーグ運営委員会
 - (3) B級 レッドリーグ R レッドリーグ運営委員会

(リーグ構成)

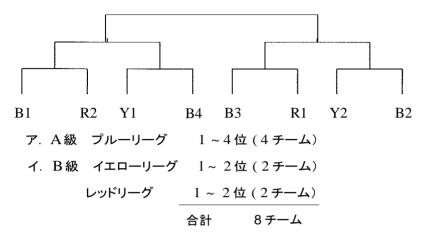
- 第 3 条 各リーグは、前期各リーグの成績上位より順に、今期各リーグを構成する。
 - 2. 毎年度リーグ割は、前年度の上位成績により下記の通り昇級する。
 - (1) B級 1 ~ 2 位→A級
 - 3. 各リーグのチーム数が脱退等の事由により増減幅が大きい場合は、調整のため、理 事会は、リーグ割を別に定めることができる。
 - 4. B · C級は、同級内の交流のため前年度成績上位より交互に配置される。
 - 5. 新規加入チームはC級に配置される。

(選手権大会)

- 第 4 条 選手権大会出場資格チームは各リーグ成績上位より下記の通りとする。(市長杯を除く)
 - (I) 北陸中日旗争奪選手権大会

(組合せ)

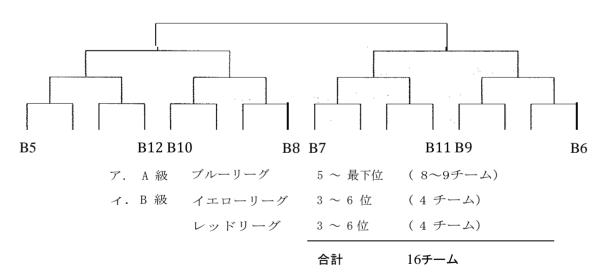
※数字はリーグ戦成績順位



(2) 石川テレビ旗選抜選手権大会

(組合せ)

※数字はリーグ戦成績順位 ※ブルーリーグ以外は抽選



- (3) 特 進
 - (2)に出場するチームで、 A 級以外のチームが優勝した場合、そのチームは次 年度A 級に特進する。
- (4) 前項(1)(2)に出場するチームより出場辞退の申し入れがあった場合は、同リーグの次順位のチームが繰り上げ出場する。

- (5) 金沢市長杯軟式野球大会
 - (1)(2)に出場するチームとA級以外の参加を希望するチームにより抽選でトーナメント戦を行う。
- (6) 前項(1)(2)(5)は、リーグ戦全試合終了後、直ちに行うことを原則とする。

(対外試合)

- 第 5 条 本連盟の代表として行う対外試合 (親善野球を含む) に参加資格を有するチームは、第 4 条の(I) に優勝したチームとするが、本年決定していない場合は、前年度優勝チームと する。ただし最終決定は理事会が行う。
 - 2. 対外試合が連盟に増枠となって、2 チームの場合は 4 条(I) の準優勝チームとし、 更に増枠となって、3 チームの場合は4 条(2)に優勝したチームとする。

(リーグ戦試合日程)

第 6 条 リーグ戦は、各リーグ別に 1 回戦総当りとし、試合期間を前期と後期に分け、前期日程 は各チームの抽せんにより対戦を決定し、後期は前期の流れた試合の早い対戦順に試合を行 うことを原則とする。

(リーグ戦試合日程の変更)

- 第 7 条 リーグ戦の日程は、変更できないものとする。ただし次の場合は運営委員会が 日程の変更ができるものとする。
 - (I) 天候の事情等による中止試合
 - (2) グランド確保ができなかった場合
 - (3) 連盟が決定した中止試合
 - (4) チームが相当の事由により H程変更の申請があった場合
 - 2. 試合日の時間帯は、同リーグで複数のグランドにわたる場合は、試合時間の変更 があるものとする。時間帯の調整は、運営委員会が行うものとする。
 - 3. 第 1 項(4)の変更は運営委員会の承認を必要とし、変更の事由及び申請の許容期間 は当該試合日を含む 7 日以前 までに申し 出るものとする。7 日を過 ぎた場合は、理 由の如何を問わず不戦負とする。

(集合時間)

第 8 条 各チーム選手の集合時間は、次の通りとする。

(試合)	(集合時間)	(開始終了基準時間)
第 1	5:45	6:00 ~ 7:30
第 2	7 : 1 5	7:45 ~ 9:15
第 3	9:00	9:30 ~ 11:00
第 4	10:45	11:15 ~ 12:45
第 5	1 2 : 3 0	13:00 ~ 14:30
第 6	1 4 : 1 5	14:45 ~ 15:45

- 2. 各チームは、集合時間を厳守し、主審の試合開始の指示があり次第、直ちに試合のできない チームは不戦負とみなす。
- 3. 試合終了後、直ちに次の試合を行う。ただし集合時間以前に試合を行わない。

(ゲーム規定)

- 第 9 条 リーグ戦のゲーム規定は、次の通りとする。
 - (I) 1試合の時間は1時間45分以内とし、1時間30分を越えた時点で新しいイニングに 入らない。
 - (2) 各チームは、試合開始時間までにメンバー表を2部作成し、スコアラー及び対戦チームに各1部提出する。
 - (3) 1 試合 7 回戦とし、延長は認めない。
 - (4) 5回で7点差の場合、コールドゲームとする。
 - (5) 4 回以降試合続行不能の場合は、試合成立とする。
 - (6) 試合時間内による最終インニングの判断は主審が決定する。
 - (7) 試合の終了は、インニングに関係なく、審判団協議の上試合成立として行うことができる。
 - (8) 試合中の抗議は、当事者、監督又は主将に限る。
 - (9) 第 1 試合の開始時間は、午前6 時を原則とし、天変地異又は不測の事故による開始時間の延長を認める。ただし当該判断は審判団協議の上主審が行う。

(フリーエントリー制)

- 第 10 条 フリーエントリー制 (FE制) は、同打席、同守備を 2人 1 組 (FE組) によりプレーし、2 人内での交代は自由とする。
 - 2. F E制は、投手を除く打順守備で採用できる。
 - 3. 1 インニン グ中のプレーの交代はできない。
 - 4. FE選手の一人が投手となった場合は、他の一方の選手は試合から原則として退くこととする。ただし、試合中、不慮の事故により出場選手に欠員が生じた時は、 FE組一方の選手を審判の判断により出す事が出来る。

- 5. F E組は、補欠選手と交代できる。
- 6. F E組は、他の選手の代打、代走はできない。
- 7. 打撃成績は2 人のいずれか 1 名とし、先発メンバー表左欄に記入された選手がその者となる。
- 8. 打撃成績の内、新聞社への報告は、打撃者本人とする。
- 9. FE制を試合で採用するか否かは、チームの自由とする。
- 10. F E 制は、各選手権大会には採用できない。

(背番号)

第 11 条 各チームの背番号は、30番を超えない範囲で監督30番及び主将10番を原則とする。

(服装)

- 第 12 条 通常野球を行うのに他と著しく相違がなく、かつ登録違反のない統一したユニホーム及 び装身具を着用する。
 - 2. 登録選手は、本連盟の定めるマーク(ワッペン)を チーム内で統一して、上着の袖に 縫いつけて出場しなければならない。

(熊度)

第 13 条 各チームの選手及び応援者は、秩序をまもり、選手は撥刺とした態度で敏速に 試合を運ぶこと。

(グランド整備)

第 14 条試合終了後、両チームは5 分以内に次の試合ができる ように、直ちに整備を行うこと。 (環境衛生)

- 第 15 条 各チームは、グランド内の消掃、環境保全及び廃棄物の処理の為、現境衛生委員を 選任しチーム内の指導に当たること。
 - 2. 最終試合チームは、特に念入りに清掃等行うこと。

(用具の準備収納)

- 第 16 条 各リーグの第1 試合審判当番チームは野球用具を準備し、当日最終試合の審判当番チームは収納しなければならない。
 - 2. 各リーグ用具委員会は、用具の点検及び補充を行い、不足の場合は調査し、担当 理事に報告しなければならない。
 - 3. 紛失したチームは、当該用具を自己負担しなければならない。紛失したチームが判明しない場合は、当該リーグ内で均等負担する。
 - 4. 用具とは、下記のものを示す。 ホームベース、塁ペース、球審マスク、プロテクター、ライン引き、インジ イケーター、 石灰用ポリバケッ、スコアラーシート、アタッシュケース、 メジャー

(記録)

第 17 条 試合記録は、担当チームが正確に記入し、当日最終試合徘判当番チームは当日の全ての記

録を集計し、北陸中日新聞社報道部に速かに報告しなければならない。

- 2. 各リーグ記録委員は、記録用紙その他必要な用紙の点検補充を行うこと。
- 3. 各リーグ記録委員は、リーグ全試合の記録の保管、管理及び集計を行う。
- 4. 各リーグ記録委員は(3)項で集計した記録を速かに担当理事に報告する。
- 5. 各リーグ運営委員会の記録委員は、リーグ戦終了後、直ちに全ての記録の集計を 行い、担当理事に提出する。
- 第 18 条 連盟はインターネットを開設する。
 - 2. 第17条(4)項で報告を受けた担当理事は、連盟で開設したインターネットのホームページに掲載する。
 - 3. 連盟の行事日程、総会等、必要と認めたニュースも掲載する。

(物的破損)

第 19 条 試合中の物的破損したチームは、籠ちに事後処理を行い、当該運営委員は担当理事に報告 し、損害賠償の処置を行うこと。

(傷害事故)

第 20 条 公式試合中の傷害事故を起こした場合、関係者及び主審は最善の処置を取ること。 当該チーム運営委員は、担当理事に報告し連盟が定める傷害補償による手続を行う こと。

(ルール適用)

- 第 21 条 本連盟の全ての試合は、連盟のローカルルール及び全日本軟式野球協会のルールを 適用する。
- 第 22 条 その他の事項は、理事会及び各リーグ運営委員会が協議決定する。
- 第 23 条 本規則の改廂は、理事会が行う。

附則

本試合規則は、令和2年2月2日より運用する